



鹿嶋市告示第 234 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により，鹿島臨海都市計画特別用途地区を変更したので，同法第 20 条第 1 項の規定に基づき告示し，同条第 2 項の規定に基づき当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

鹿嶋市長 田口 伸一



記

- 1 都市計画の種類
特別用途地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(1) 鹿嶋市

ア 大規模集客施設立地制限地区
(7) 追加する土地の区域
鹿嶋市大字平井字灘の一部
- 3 縦覧場所
茨城県鹿嶋市大字平井 1187 番地 1
鹿嶋市役所都市整備部都市計画課

鹿島臨海都市計画特別用途地区の変更（鹿嶋市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別業務地区	約 31ha	（制限の内容） 特別業務地区内における建築物の制限は、建築条例による。
大規模集客施設制限地区	約 134ha	（制限の内容） 大規模集客施設制限地区内における建築物の制限は、建築条例による。 ※今回変更は約 0.4ha。変更前 134.0ha→変更後 134.4ha のため表記上約 134ha。
合 計	約 165ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

埋立が完了する鹿島港外港地区の約 0.4h a の区域の市街化編入とともに、用途地域を準工業地域として設定するにあたり、市全体として均衡のとれた都市構造と適正な土地利用を維持し、集約型都市構造の実現を図るために本案のとおり特別用途地区を変更するものである。

鹿島臨海都市計画総括図

番 号	1
地区名	鹿島港外港地区
面 積	約 0.4ha
理由	埋立が完了する鹿島港外港地区の約0.4haの区域の市街化編入とともに、用途地域を準工業地域として設定するにあたり、市全体として均衡のとれた都市構造と適正な土地利用を維持し、集約型都市構造の実現を図るために本案のとおり特別用途地区を変更するものである。



凡 例	
地域区分	行政区域
市街化区域	都市計画区域
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域
特別用途地区	特別用途地区
準防火地域	準防火地域
臨港地区	臨港地区
都市計画道路	都市計画道路
自動車専用道路	自動車専用道路
都市計画公園	都市計画公園
都市計画緑地	都市計画緑地
流域下水道幹線	流域下水道幹線
その他都市施設	その他都市施設
市街地再開発地区計画	市街地再開発地区計画
土地地区画整理事業	土地地区画整理事業
地区計画	地区計画
一般国道及び主要地方道	一般国道及び主要地方道
高速道路	高速道路
その他	国定・県立自然公園

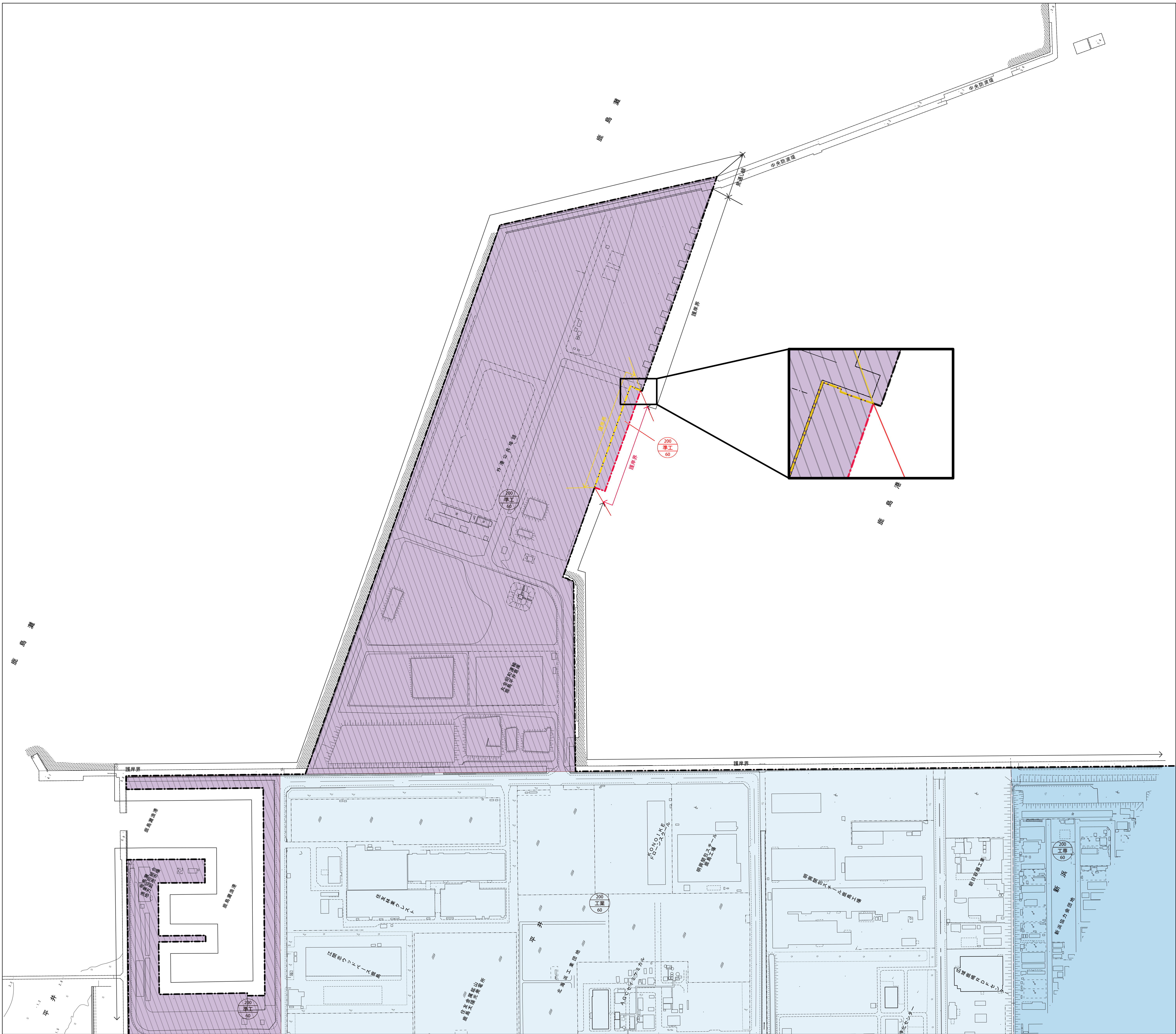
凡例
市街化区域へ編入される区域界

令和二年三月

茨城県土木部都市計画課

鹿島臨海都市計画

特別用途地区計画図
(鹿島港外港地区)

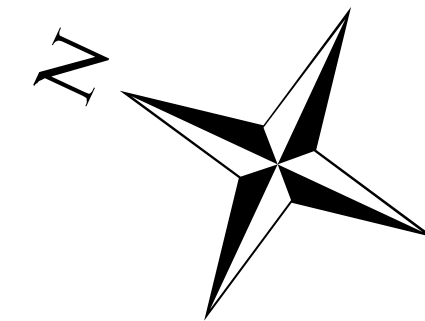


凡例

- 大規模集客施設設立地制限地区
- 特別業務地区
- 今回新たに用途界となる部分
- 今回新たに用途界から除外される部分
- 今回の変更に係らない部分
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

容積率
用途
建蔽率 =変更あり

容積率
用途
建蔽率 =変更なし



0 50 100 200 300 400 500 m

Scale=1:2,500